

岐阜県美術館 展示室等の利用に関する懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県美術館条例(昭和57年条例第13号)別表第2上欄に掲げる施設(以下「展示室等」という。)の運営について広く意見を徴することを目的として、岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 岐阜県美術館長(以下「美術館長」という。)は、展示室等の使用許可その他運営に関する事務を処理するにあたり、懇話会の意見を聴くことができる。

(懇話会有識者)

第3条 懇話会構成は、有識者10人以内とする。

2 前項の有識者は、美術に関する専門的知識を有する者及び学識経験を有する者の中から、美術館長が選任する。

(招集)

第4条 懇話会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

(設置期間)

第5条 懇話会の設置期間は、美術館長が招集した日から1年以内とし、第2条の所掌事項を終了したときは速やかに解散する。

(任期)

第6条 懇話会の有識者の任期は、美術館長が選任した日から1年以内とし、懇話会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第2条の所掌事項を終了するまでの期間において、懇話会の有識者の一部が欠けたときは、補欠の有識者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 懇話会の有識者は、解任後に再度依頼することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、美術館長が定める。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 岐阜県美術館展示室等利用審査委員会設置要項(平成9年6月1日施行)は、廃止する。